

仕 様 書

環境政策局埋立事業管理事務所
(担当 管理係 岡田、岩城 075-572-8465)

件 名	京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理業務委託
契約期間	契約日の翌日から令和8年3月31日まで
契約条件	別紙のとおり

京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託仕様書

第1 総則

1 委託業務名

京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託

2 概要

本業務は、京都市東部山間埋立処分地構内の樹木管理業務を委託することにより、構内の衛生環境の保全、安全の確保、美観の保持を図ることを目的とし、植樹された樹木の適切な維持管理作業を実施するものである。

3 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

4 履行場所

京都市伏見区醍醐上山田1番地他（別図1）

5 確認事項

仕様書に明示していない事項の処理は、受託者独自で判断せず、必ず本市職員に報告したうえで回答を待ち、指示内容を十分に確認して作業に当たること。

6 技術者の配置

樹木管理委託業務の作業責任者として、下記の資格のうちいずれかを有する者を配置すること。また、資格を確認するため、資格を証する書面等の写しを提出すること。

- (1) 1級又は2級造園施工管理技士
- (2) 1級造園技能士
- (3) 登録造園基幹技能者

7 作業計画

年間計画表、植栽リスト、植栽平面図を基に作業計画を立て、下記の提出書類を期限内に本市職員まで提出すること。

- (1) 年間業務計画及び年間工程表 : 契約締結後14日以内
- (2) 作業実施詳細工程表・作業箇所図 : 作業の2週間前まで

8 提出書類等

適切な時期に下記の書類を提出し、本市職員の承諾を得ること。また、これらの書類は業務委託名等を記載のうえA4サイズのファイルに綴じ、業務完了時に成果品として提出すること。

(1) 業務着手前

- ア 業務着手前提出書類表紙（様式1）
- イ 委託契約書の写し
- ウ 担当技術者、安全管理者通知書（様式2）
- エ 担当技術者、安全管理者経歴書（様式3）
- オ 年間業務計画及び年間工程表
- カ 作業実施詳細工程表・作業箇所図
- キ 労災保険への加入を証明する書類
- ク 資格、免許等の写し
- ケ 再委託承諾申請書（該当する場合）（様式4）

再委託承諾申請書には、次の書類を添付すること。

- ・履行能力を証明する書類

再委託する業務内容に、資格、免許等が必要な場合は、履行能力を証明する書類として、それぞれ写しを添付する。

- ・履行の質を担保する書類

過去の同種業務の履行実績が確認できる書類の写しを添付する。

(2) 作業中提出書類

下記イはアを添付し作業予定週の前週の木曜日までに提出すること。

また、業務写真による履行判別が不可能と予想される場合は、作業時に立会等を行い履行確認書類を作成し提出すること。

- ア 作業中提出書類表紙（様式5）
- イ 週間作業予定表
- ウ 履行確認書類等（必要な場合のみ提出）
- エ 作業日報

(3) 業務完了時

- ア 業務完了時提出書類表紙（様式6）
- イ 業務完了報告書（様式7）
- ウ 廃棄物処分伝票写し
- エ 業務写真（着手前、作業中及び完了時の状況が分かる写真）
- オ 請求書（様式10）
- カ その他本市職員が指示する書類

9 完了検査

- (1) 受注者は、全作業完了後、業務完了時に定める書類を提出し、完了検査を受検するものとする。
- (2) 本市職員は、写真及び必要に応じて現地にて検査を行ない、委託業務に不備がないことを確認し、不備があれば是正のうえ、業務完了報告書を再提出するよう指示する。
- (3) 完了検査の結果、不備がなければ、様式8「完了検査合格証」を交付し、様式9「引渡書」の提出を指示する。
- (4) 完了検査合格後、受注者は速やかに引渡書を提出するものとする。
- (5) 受注者は、本市職員の指示する場合、履行期間途中においても、成果品（写真等）の部分引渡しを行うものとする。

10 支払条件

作業完了後、作業が適切に履行されていることを確認のうえ、請求に基づき全額支払う。

11 その他

本仕様書以外で疑義が生じた場合には、双方協議のうえ、その都度決定することとし、協議が整わない場合は、本市の指示に従うものとする。

第2 業務内容

1 委託場所及び数量

(1) 委託場所

別紙「植栽箇所平面図（１～３）」のとおりとする。

(2) 委託数量は「５．植栽一覧」の内、本市職員が指示する下表のとおりとする。

名 称	規 格	数量	単位
高木剪定	$C \leq 30\text{cm}$	7	本
高木剪定	$61\text{cm} < C \leq 90\text{cm}$	4 8	本
高木剪定	$91\text{cm} < C \leq 120\text{cm}$	7	本
中木剪定	$H \leq 2.0\text{m}$	1 1	本
中木剪定	$2.1\text{m} \leq H < 3.0\text{m}$	8	本
ケヤキ強剪定	$61\text{cm} < C \leq 90\text{cm}$	3	本
ケヤキ強剪定	$91\text{cm} < C \leq 120\text{cm}$	1	本
サクラ整姿剪定	$61\text{cm} < C \leq 90\text{cm}$	2 2	本
サクラ整姿剪定	$91\text{cm} < C \leq 120\text{cm}$	3 3	本
ハナミズキ整姿剪定	$C \leq 30\text{cm}$	2	本
ハナミズキ整姿剪定	$31\text{cm} < C \leq 60\text{cm}$	3 4	本
ハナミズキ整姿剪定	$61\text{cm} < C \leq 90\text{cm}$	5	本
モミジ整姿剪定	$61\text{cm} < C \leq 90\text{cm}$	1 0	本
生垣剪定	$H \leq 1.5\text{m}$	6 5	m
生垣剪定	$2\text{m} \leq H$	1 5	m
低木剪定		2 3	m ²
低木剪定	サツキツツジ・ヒラドツツジ	2 5 5	m ²
キンモクセイ剪定		3 3	本
高木剪定	シラカシ	1 7	本
高木剪定	カイヅカイブキ	1 0	本
高木剪定	マツ	1	本
枯枝剪定	サクラ	4	本

枯枝剪定	ハナミズキ	5	本
除草	植樹桝内	4 1 2	m 2
支柱撤去	二客鳥居	1 6	箇所
薬剤散布	殺菌剤（マサキ・ベニカナメ）	3	回
施肥	ハナミズキ	2 0	本

2 一般事項

- (1) 対象となる植物の特性や、作業の目的及び植物に及ぼす影響等を十分理解したうえで作業すること。
- (2) 剪定で発生した枝葉等の処分は即日行い、現場に仮置きしてはならない。
- (3) 剪定で発生した枝葉等は、原則として市内の「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第7条第6項）」の許可を持つ再資源化施設において処理するものとし、再資源化に適さないものは本市クリーンセンターへの持込み、又は事業系廃棄物として処理すること。
- (4) 高所での作業時には、墜落制止用器具（墜落制止用器具の規格に適合するものに限る）を必ず着用すること。
- (5) 構内の車両駐車範囲に影響が出る作業については、2週間前に本市職員に報告し、承諾を得ること。
- (6) 現地作業の7日前及び前日に本市職員へ連絡し、作業日の周知を図るとともに、作業に支障がないことを確認すること。また、天候等により作業を順延する際は、現地作業前日の午後4時までに本市職員へ連絡すること。
- (7) 当敷地内は、工事・作業車両の入所・退所を「搬入カード」で管理しており、事前に「搬入カード」を作成するため、すべての車両の車番一覧表を事前に提出すること。入所時に搬入カードを総管理事務所（以下、当事務所）で手渡すが、退所時にそれらを当事務所に返却すること（1回限りのカードの場合は、出口ゲートに取り込まれるためその必要はない。）。また、入退場を行う業務関係車両については、入退場ルートが決められているため、厳守すること。詳細な入退場ルートについては本市職員が指示を行う。
- (8) 当敷地内の走行に際しては、道路交通法の規定に準じるとともに、走行時は必ず前照灯及びパトライトを点灯させること。
- (9) パトライトは、受注者で用意し関係車両等に装着すること。
- (10) 当敷地内の道路では、時速30km以下での走行を厳守すること。
- (11) 道路上の作業の占用区間は、片側1車線以内で、占用区間の前後には必要に応じて交通誘導警備員を配置し、通行車両の安全確保に努めること。作業箇所では本市クリーンセンターからの焼却残灰運搬車両等が多数通行するため、運搬車両の通行を優先するものとする。
- (12) 道路上の占用は、原則として作業中のみで、作業等が終了すれば、安全を確認のうえすみやかに交通解放すること。
- (13) 当敷地内に土・日曜日は、原則として入所は出来ない。
- (14) 作業車が、新奈良街道の交差点から当敷地へ進入及び退出する場合は左折で

通行すること。

- (15) 当敷地内でのタイヤチェーンの使用は認めない。
- (16) 濃霧並びに他の気象条件、又は安全走行に支障がある事象等を理由として、一時あるいは終日入所を見合わせる場合があるので、その指示に従うこと。また、濃霧等で搬入停止（埋立処分場への搬入道路通行停止）の連絡を受けたときは、解除連絡があるまで、原則として搬入道路の通行を禁止する。
- (17) 入場する車両については、履行場所の運営に支障がないように留意すること。また、業務履行のために駐車場以外に駐車する必要がある場合は、事前に本市職員の承諾を得ること。
- (18) ダムサイト周辺の植え込みには散水用ホースと電気ケーブルがあるので設置位置を確かめ注意して作業すること。
- (19) 作業時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までとする。ただし、作業工程等の都合により、本市職員が承諾した場合は、この限りではない。
- (20) 作業に伴い、施設内の機器を破損させた場合、本市職員の指示に従い受注者の責において現状復旧させること。
- (21) 本業務等を通じて知り得た個人情報等の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。本業務等の履行に当たる受注者の従事者も同様の義務を負い、この違反について受注者はその責を免れない。契約が終了又は解除された後においても同様とする。

3 剪定

(1) 高木剪定

- ア 対象樹木の自然樹形を整えるため、繁茂しすぎた枝や樹形の乱れの原因となっている枝の剪定を行う。
- イ 切り口はきれいに仕上げ、切断面が直径10cm以上であれば、切断後すぐに殺菌癒合剤を塗布すること。また、桜は切断面が直径5cm以上であれば殺菌癒合材を塗布すること。
- ウ 剪定位置は外芽の直上で、カックイを残してはならない。
- エ 腐朽の原因となるブツ切りは行ってはならない。
- オ 剪定の方法や実施時期については、樹木特性に合わせた適切な方法や時期に実施するものとするが、本市職員から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

(2) 中木剪定

- ア 密生枝の透かし、樹勢を見極めたうえでの切りもどし、刈込み等を行うと同時に枯枝を除去すること。剪定の方法や実施時期については、樹木特性に合わせた適切な方法や時期に実施するものとするが、本市職員から別途指示がある場合は、その指示に従うこと。

(3) 低木剪定

- ア 枝の密生したところでは中すかしを行い、刈込原形を充分考慮しつつ、樹冠周縁の小枝を、輪郭線をつくりながら刈込むこと。
- イ ふところ枝の重要なものは、上枝を強く、下枝を弱く刈込む。

- ウ 中すかしは充分に行い、内部から新生枝の発生を促すこと。
- エ 節間で剪定してしまったものについては、切りもどしを行うこと。

(4) ケヤキ強剪定

- ア 秋から初冬の落葉期に、樹高を現状で維持し、落葉を少なくするため、主枝を減らし上向きの小枝以外の不要枝を剪定する。
- イ 幹に巻き付いた蔓植物は地際から撤去すること。

(5) 生垣剪定

- ア 徒長枝等不要枝を剪定し、枝の整理を行ったあと、一定の幅を定めて両面の刈込み天端をそろえる。
- イ 枝葉の疎な部分には、必要に応じて枝の誘引を行い、枝の結束にはシュロ縄を用いること。
- ウ 枯枝、枯葉があった場合は切除し、処分すること。
- エ 節間で剪定してしまったものについては、切りもどしを行うこと。

(6) 除草

- ア 高木植樹樹内及び低木植樹帯内に繁茂した雑草を除草すること。(別図2)
- イ 除草回数は2回/年とする。
- ウ 機械による除草では、地表面から2cm以内に刈り込むこと。
- エ 低木植込み周辺は人力による除草を基本とし、可能な限り抜き取ること。

(7) 二脚鳥居支柱撤去

- ア 樹木を損傷しない様に注意しながら引き抜くこと。ただし、支柱に根が食い込んでいる場合は地際で切断すること。
- イ 樹木に棕櫚縄・幹巻材などが残っている場合は合わせて取り除くこと。
- ウ 撤去によって生じた穴については、周辺の土を用いて埋め戻しを行い段差の無いようにすること。

(8) 薬剤散布

- ア 害虫に対する薬剤散布は、ディプテレックス乳剤1000倍液（または同等品）とし、散布量は必要最小限にすること。
- イ 病気に対する薬剤散布は、トップジンM1000倍液（または同等品）とし、本市職員の指示によること。いずれも使用前に材料確認書を提出し、本市職員の確認を受けること。

(9) 施肥

- ア 対象樹木の生育状態を確認し、施肥を行うこと。
- イ 肥料の種類は、施肥の実施時期、対象樹木の状態に応じて適切なもの（速効性肥料、緩効性肥料等）を選択し、それぞれの樹木に見合った分量を使用すること。また、事前に本市職員の承諾を得ること。
- ウ 作業方法は、寄植え・芝生以外は葉張りの外周線下に溝もしくは穴を掘る方法によって行い、寄植えは地表に所定量を散布する方法で行うこと。

4 年間計画予定表

(1) 年間作業計画予定表

(単位:回)													
作業種別	月												合計
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
ケヤキ強剪定								1					1
高木剪定				1								1	2
管理事務所周辺				1								1	2
生垣剪定				1									1
低木剪定				1									1
除草				1								1	2
薬剤散布				1				1				1	3
高木剪定				1									1
ダムサイト管理事務所				1									1
除草				1									1

注1 高木剪定及び中木剪定は樹種により時期を分ける。同一樹木を2回剪定するものではない。

注2 除草は同一箇所を年に2回行う。

(2) 薬剤散布時期等

マサキ及びベニカナメの生垣に対して殺菌剤の散布を行うものとし、年に3回、天候を勘案したうえで適切な時期に実施すること。

5 植栽一覧

植栽リスト（管理事務所周辺 1）

区 分	樹 種	高さ：H (m)	幹周：C (cm)				数量	単位	備 考
			≦30	31～60	61～90	91～120			
高木・落葉	サクラ	10.0			24	33	57	本	
	ケヤキ	10.0			4	2	6	本	
	モミジ	5.0	2		15		17	本	
	ヤナギ	10.0				1	1	本	
	ハナミズキ	6.0	2	34	5		41	本	
	ナンキンハゼ	12.0			7	3	10	本	
	カツラ	8.0	1		2		3	本	
	サラモクレン	3.0	1				1	本	
	サルスベリ	8.0			2		2	本	
	ハナモモ	3.0		1			1	本	
高木・常緑	ヤマボウシ	6.0	1				1	本	
	マテバシイ	6.0	2		6		8	本	
	シラカシ	6.0	1		16	1	18	本	
	アラカシ	5.0	1				1	本	
中木・常緑	サザンカ	4.5	65				65	本	
	キンモクセイ	3.0	37				37	本	
	ツバキ	3.0	7				7	本	
	イチイ	2.5	1				1	本	
生垣	マサキ	2.5	10.0				10.0	m2	
	ベニカナメ	5.0	15.2				15.2	m2	
	アベリア	1.5	55.0				55.0	m2	
植込	サツキ	0.7	220.1				220.1	m2	
	ツツジ	0.7	35.0				35.0	m2	
	イヌツゲ	1.0	16.0				16.0	m2	
	ハマヒサカキ	1.0	3.0				3.0	m2	
	ヒペリカム	1.0	4.0				4.0	m2	

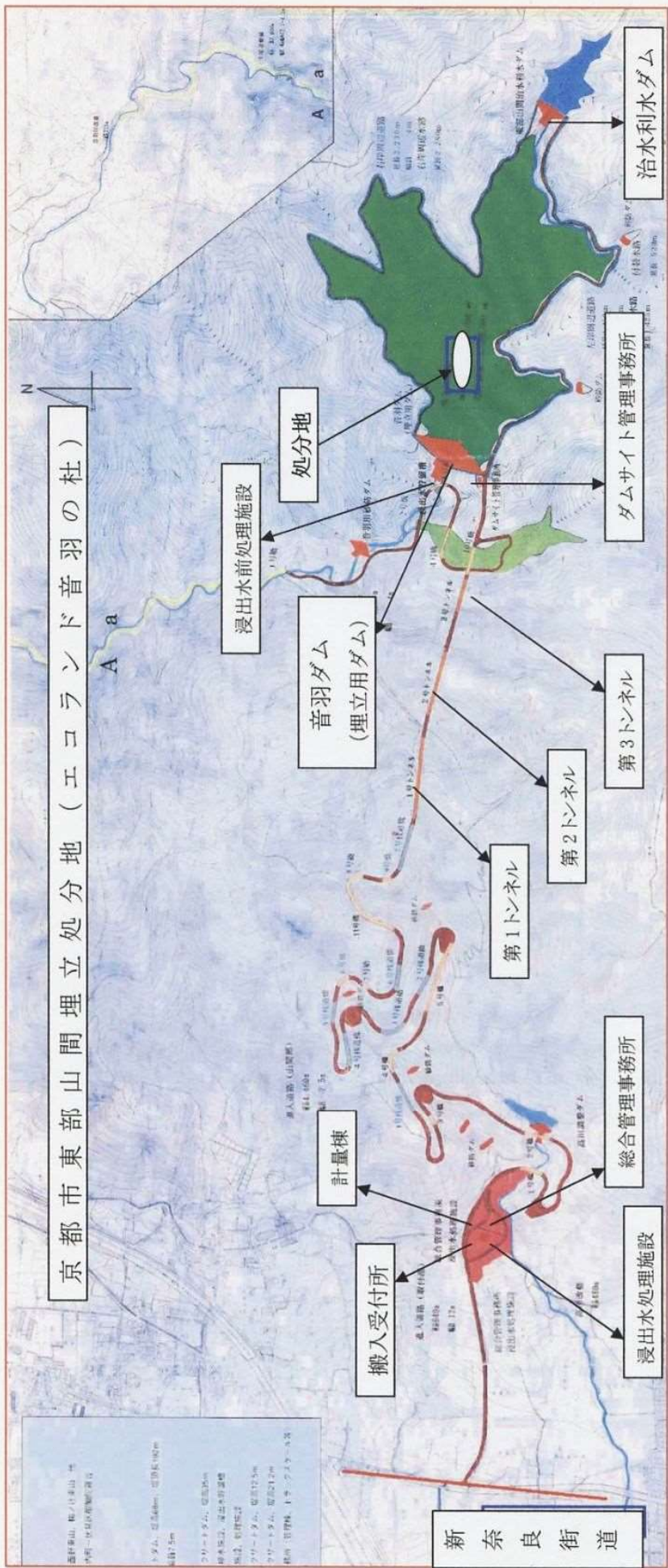
植栽リスト（管理事務所周辺 2）

区 分	樹 種	高さ：H (m)	幹周：C (cm)				数量	単位	備 考
			≦30	31～60	61～90	91～120			
中木・常緑	キンモクセイ	2.5			23		23	本	

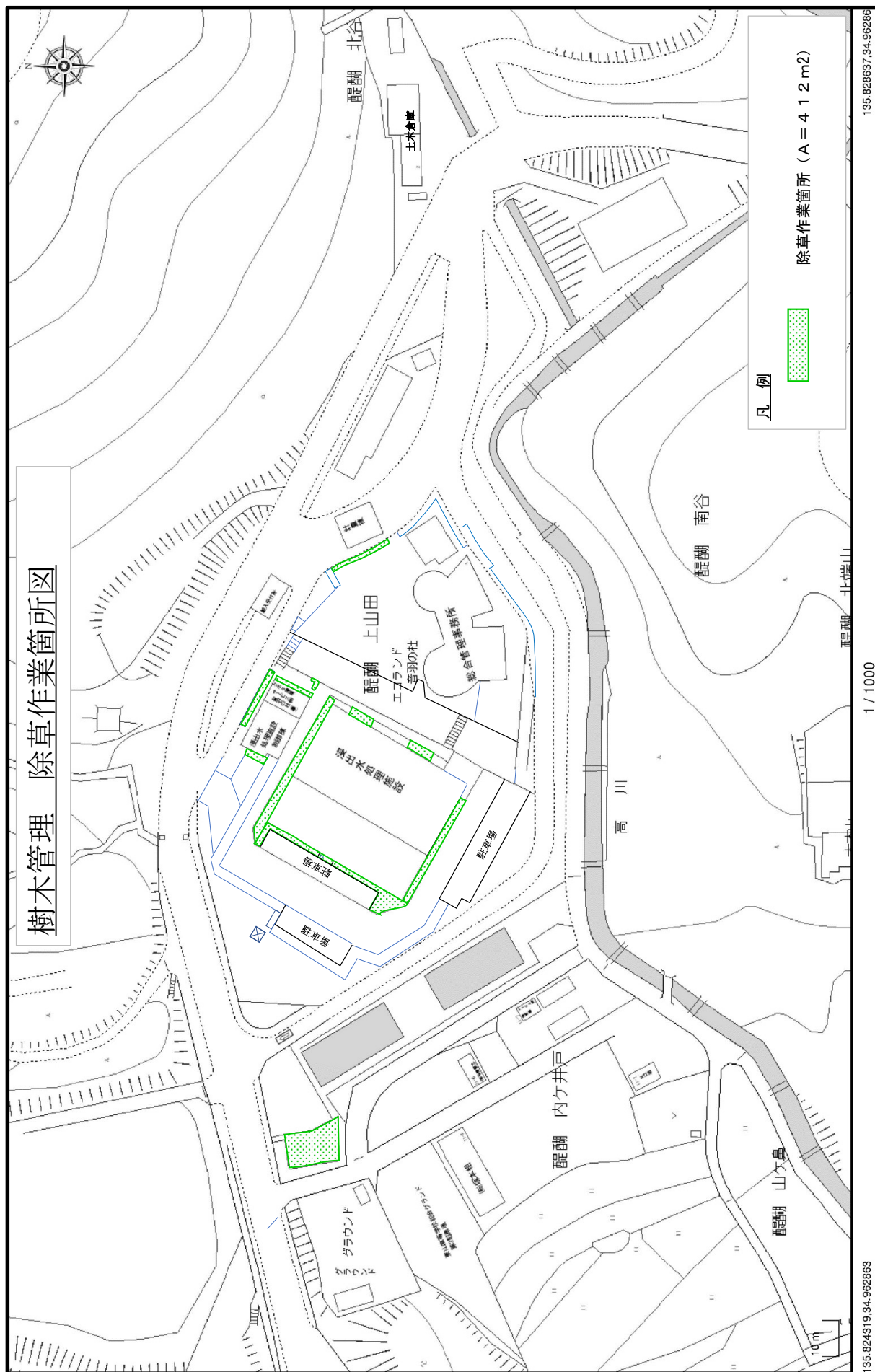
植栽リスト（ダムサイト周辺）

区 分	樹 種	高さ：H (m)	幹周：C (cm)				数量	単位	備 考
			≦30	31～60	61～90	91～120			
高木・落葉	エゴノキ	4.0			2		2	本	
高木・常緑	クスノキ	8.0				2	2	本	
	シラカシ	7.0			17		17	本	
	マツ	7.0			1		1	本	
	アラカシ	5.0			1		1	本	
	カイヅカイブキ	7.0			10		10	本	
中木・常緑	サザンカ	3.0	1				1	本	
	キンモクセイ	4.0		3			3	本	
	ツバキ	3.0		2			2	本	
	ナツツバキ	3.0		1			1	本	
	ヒイラギ	4.0	3				3	本	

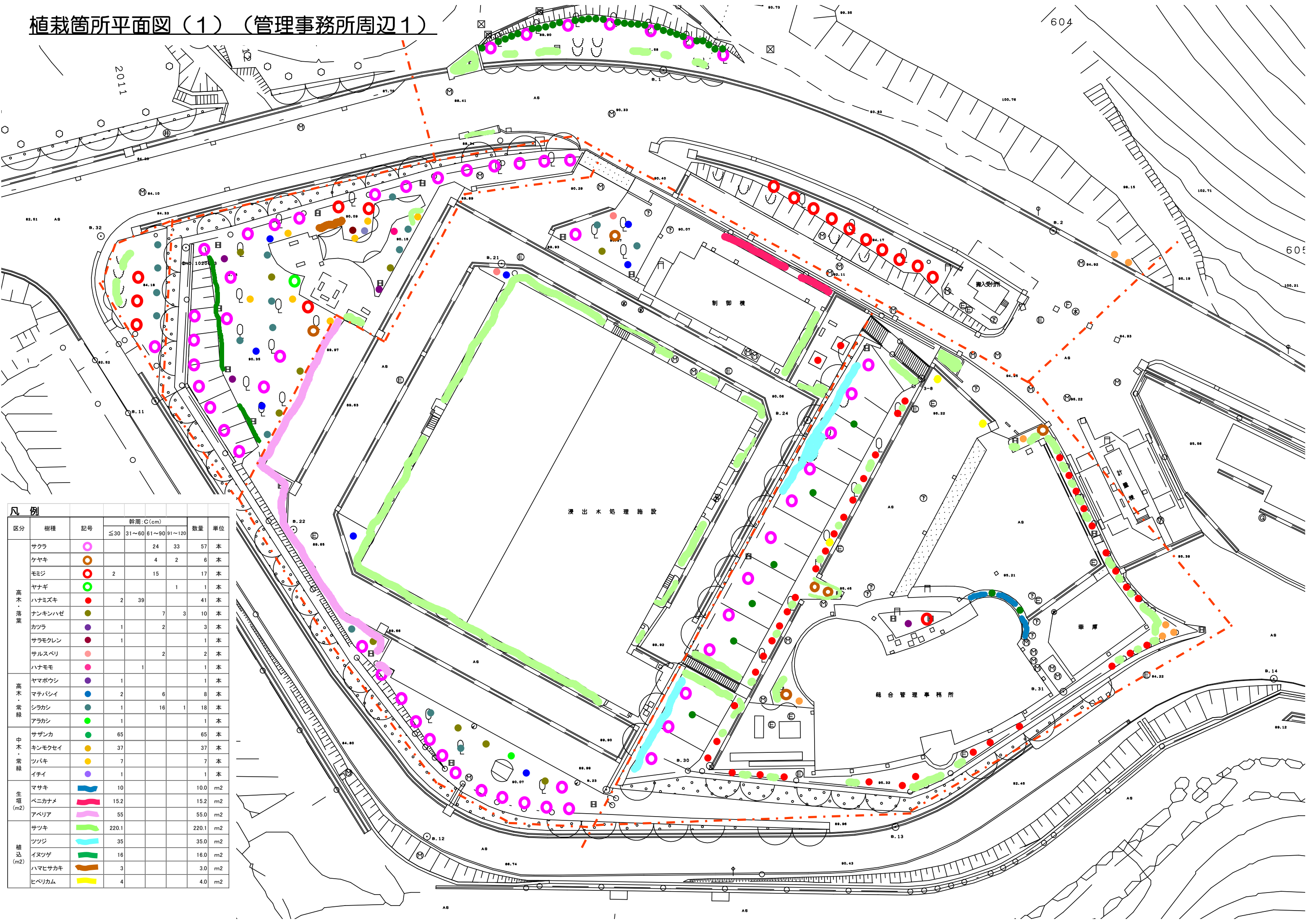
別図 1



別図 2

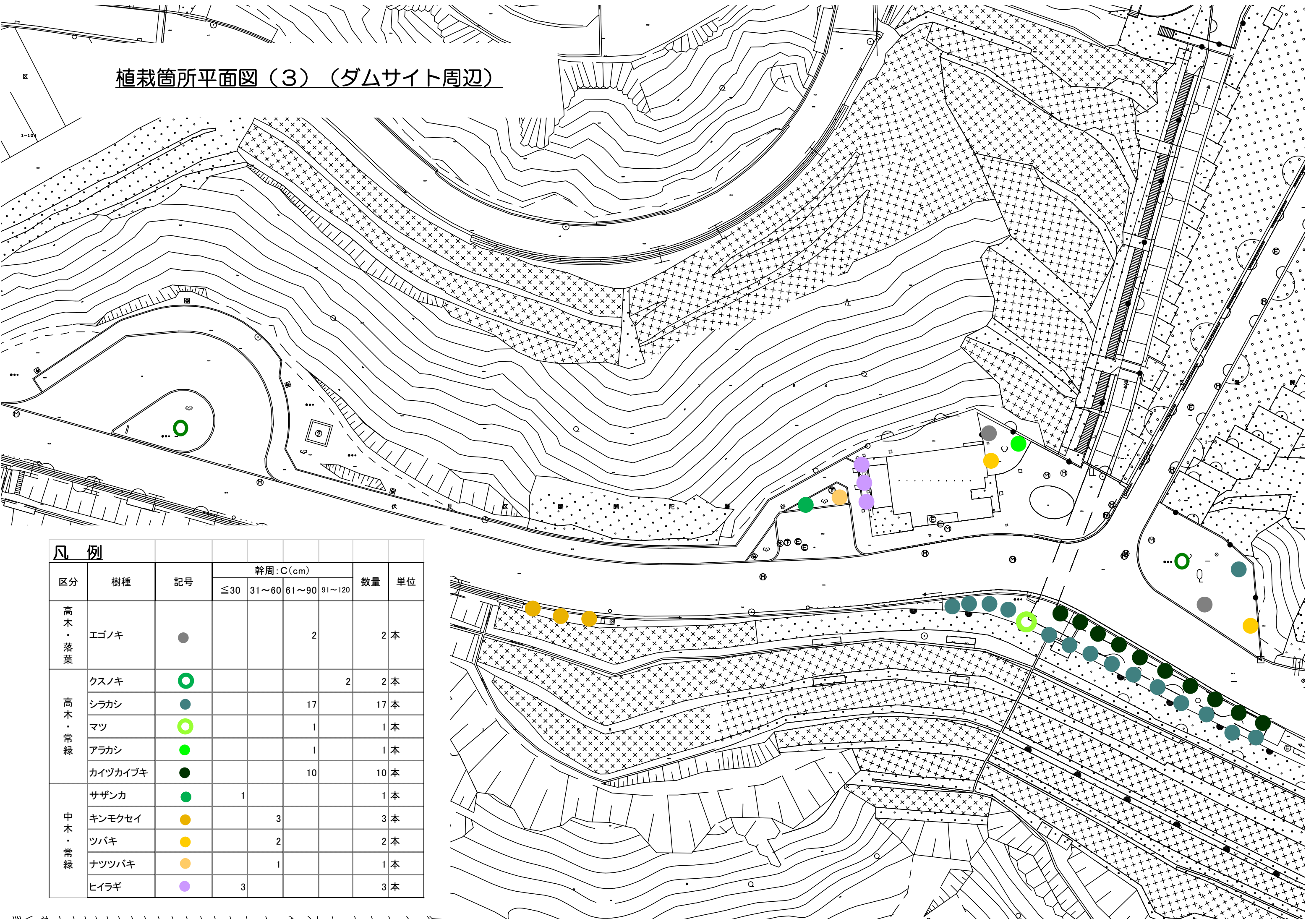


植栽箇所平面図（1）（管理事務所周辺1）



凡 例		記号	幹周: C (cm)				数量	単位
			≦30	31~60	61~90	91~120		
高木・落葉	サクラ	○		24	33		57	本
	ケヤキ	○		4	2		6	本
	モミジ	○	2		15		17	本
	ヤナギ	○				1	1	本
	ハナミズキ	●	2	39			41	本
	ナンキンハゼ	●			7	3	10	本
	カツラ	●	1		2		3	本
	サラモクレン	●	1				1	本
	サルスベリ	●			2		2	本
	ハナモモ	●		1			1	本
高木・常緑	ヤマボウシ	●	1				1	本
	マテバシイ	●	2		6		8	本
	シラカシ	●	1		16	1	18	本
	アラカシ	●	1				1	本
中木・常緑	サザンカ	●		65			65	本
	キンモクセイ	●		37			37	本
	ツバキ	●		7			7	本
	イチイ	●		1			1	本
生垣 (m2)	マサキ	■	10				10.0	m2
	ベニカナメ	■	15.2				15.2	m2
	アベリア	■	55				55.0	m2
植込 (m2)	サツキ	■	220.1				220.1	m2
	ツツジ	■	35				35.0	m2
	イヌツゲ	■	16				16.0	m2
	ハマヒサカキ	■	3				3.0	m2
	ヒベリカム	■	4				4.0	m2

植栽箇所平面図（3）（ダムサイト周辺）



提出日
令和 年 月 日

(委託業務名)

令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託

業 務 着 手 前 提 出 書 類

- ア 委託契約書写
イ 担当技術者、安全管理者届（様式 2）
ウ 担当技術者、安全管理者経歴書（様式 3）
エ 年間業務計画及び年間工程表
オ 作業実施詳細工程表・作業箇所図
キ 労災保険への加入を証明する書類
ク 資格、免許等の写し
ケ 再委託承諾申請書（該当がある場合）（様式 4）
コ 委託料内訳書

(受注者名)

△△△△株式会社

担当技術者

総括監督員	主任監督員	担当監督員
次 長	係 長	係 員

担当技術者、安全管理者通知書

京都市長

様

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受 注 者 住 所 ()

氏 名 (印)

令和 年 月 日付けをもって委託契約を締結した下記業務の
担当技術者及び安全管理者を定めましたので通知します。

1 業 務 名 ()

2 履 行 場 所 ()

3 担 当 技 術 者 ()

安 全 管 理 者 ()

4 経 歴 書

(別紙のとおり)

令和 年 月 日

担当技術者、安全管理者経歴書

1 氏名及び生年月日

氏 名 ()
生年月日 ()

2 現 住 所

3 最 終 学 歴

4 法令による免許等

5 職 歴

	期	間	内	容
(	年	月～	年	月・
(	年	月～	年	月・
(	年	月～	年	月・

上記のとおり相違ありません。

本人氏名

印

注 1 : 職歴については、担当した業務経歴を記入すること。

2 : 法令による資格免許等は、名称、等級、種別及び登録番号を記載すること。

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

（あて先 京都市長）

住所

商号（法人の場合は名称）

氏名（代表者の職・氏名）

印

契約の履行に当たり、下記のとおり再委託を行うこととしたいので承諾願います。

記

1 委託業務等名

2 再委託の内容

3 再委託の相手方

(1) 商号又は名称

(2) 氏名又は代表者の職・氏名

(3) 所在地

(4) 電話番号

(5) 再委託予定金額

提出日
令和 年 月 日

(委託業務名)

令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託

作業中提出書類

- ア 週間作業予定表
- イ 作業日報（予定・実績）
- ウ 履行確認書類等

(受託者名)

△△△△株式会社

担当技術者

総括監督員	主任監督員	担当監督員
次 長	係 長	係 員

提出日
令和 年 月 日

(委託業務名)

令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託

提出書類

- (1) 作業着手前提出書類
- (2) 業務完了時提出書類
 - ア 作業日報
 - イ 業務完了報告書(様式 7)
 - ウ 廃棄物処分伝票等写し
 - エ 業務写真(着手前、作業中及び完了時の状況が分かる写真)
 - オ 請求書(様式 10)

(受注者名) △△△△株式会社

担当技術者

総括監督員	主任監督員	担当監督員
次 長	係 長	係 員

業 務 完 了 報 告 書

京都市長

様

(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入)

受 注 者 住 所 ()
氏 名 (印)

下記業務は令和 年 月 日に完了したので提出します。

1 業 務 名 ()

2 履 行 場 所 ()

3 委 託 料 (￥)

4 契 約 年 月 日 (令和 年 月 日)

5 履 行 期 間 (自 令和 年 月 日～至 令和 年 月 日)

完了検査合格証

受注者

様

京都市長 松 井 孝 治
(担当 埋立事業管理事務所)

下記業務の完了検査に合格したので、仕様書第 1 章第 9 項 (3) に基づき通知します。

記

- 1 委託業務名 令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託
- 2 履 行 場 所 京都市伏見区醍醐上山田 1 番他地内
- 3 受注代金額 ￥ —
(うち消費税及び地方消費税相当額 ￥)
- 4 契約年月日 令和 年 月 日
- 5 履 行 期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
- 6 業務完了日 令和 年 月 日

引 渡 書

（あて先）京都市長

（法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者を記入）

受注者 住 所

氏 名

Ⓔ

下記業務について、仕様書第 1 章第 9 項 (3) に基づき引渡します。

記

- 1 委託業務名 令和 7 年度京都市東部山間埋立処分地構内樹木管理委託
- 2 履 行 場 所 京都市伏見区醍醐上山田 1 番他地内
- 3 完了検査日 令和 年 月 日

請求書

請求書番号

税込み請求金額	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長又は京都市区長

請求日 年 月 日

請求者	住所
	氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、代表者から委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入してください。

請求の概要	
-------	--

請求の内訳	品名、寸法形状、業務内容等	単価及び数量・単位		金 額	備 考

[消費税率が通常と異なる場合]

- ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用
☐ 経過措置により旧税率適用
☐ 軽減税率適用

税 抜 き 合 計

←端数処理前

税込み請求金額

←1円未満切捨て

※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座	☐ 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。 ☐ 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。 ☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。											
	金融機関名			店舗名			預金種目			口座番号		
							☐ 普通(総合) ☐ 当座 ☐ 貯蓄 ☐ その他					
	口座名義 (フリガナ)											
	口座名義 (漢字等)											

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。